

第3章 ごみゼロやまがたの実現に向けた循環型社会の構築

第1節 資源循環型社会システムの形成

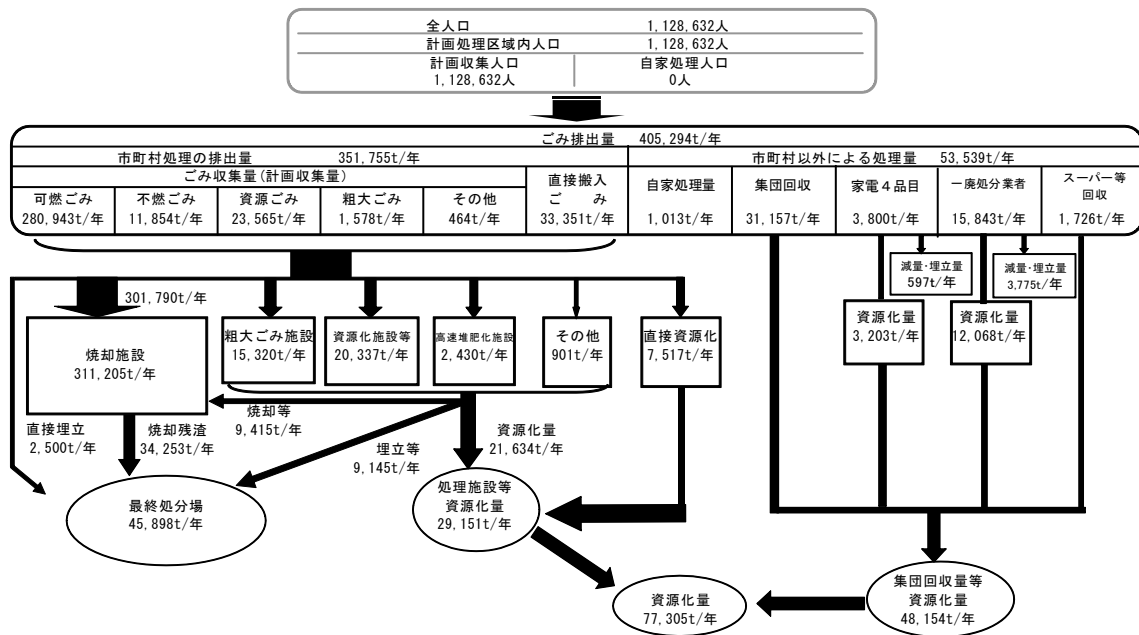
1 本県の廃棄物の排出及び処理状況

(1) 一般廃棄物の処理状況

本県におけるごみ（一般廃棄物）の排出量（平成27年度）は40万5,294tで、そのうち、市町村による処理量は35万1,755t、市町村以外による処理量は5万3,539tです。

各家庭から排出されるごみのほとんどは集積所に出され、市町村の直営又は委託、許可を受けた業者によって、市又は一部事務組合のごみ処理施設等に運ばれ処理されています。処理されたごみのうち、リサイクルされた量（資源化量）は7万7,305t（処理施設等資源化量+集団回収等資源化量）でリサイクル率は19.1%となっています。また、最終処分場で処理された量は4万5,898tとなっています（図3-1）。

図3-1 ごみ処理フロー図（平成27年度）（単位：人、t/年）



資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

(2) ごみの総排出量の推移

市町村による処理量は、平成18年度以降は減少傾向でしたが、平成24年度に増加し、その後はほぼ横ばいで推移しています。

平成27年度の排出内訳は、平成26年度と比較すると、家庭排出ごみは2,996t減少していますが、事業系ごみは1,444t増加しており、事業系ごみ排出抑制に、より一層取り組んでいく必要があります（表3-1）。

表3-1 ごみ排出量の推移 (単位: t)

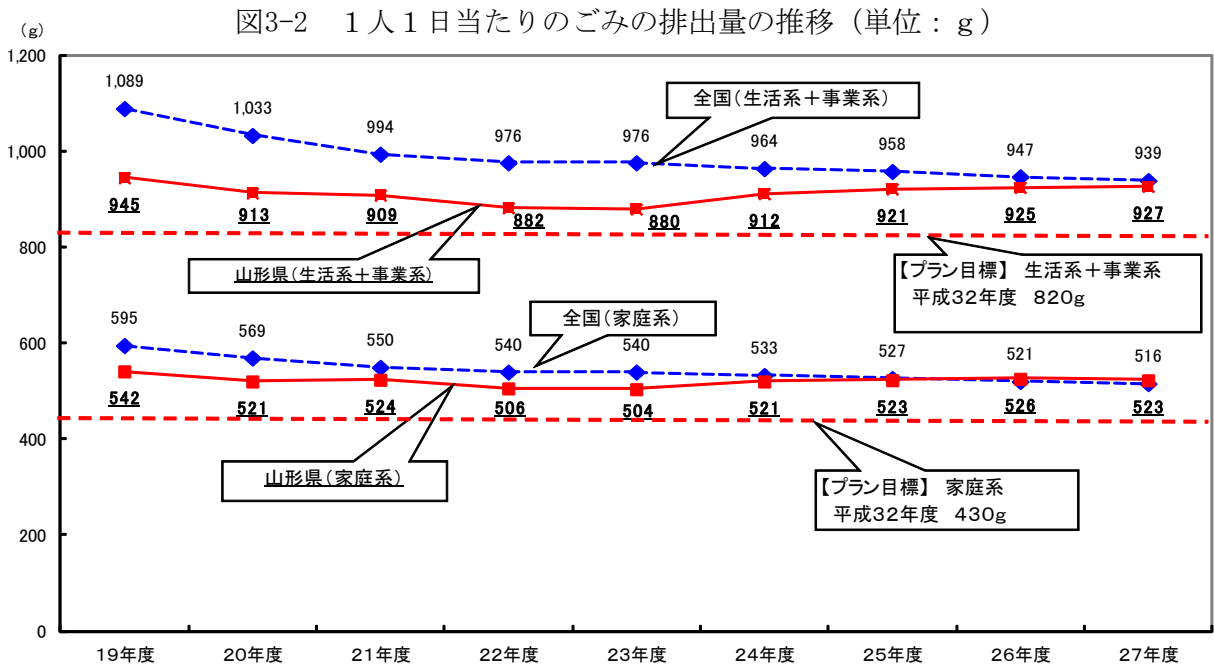
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
計画収集量	356,755	342,071	324,877	321,708	315,565	315,635	322,139	322,388	321,766	318,404
直接搬入量	32,655	34,939	35,944	35,571	29,682	28,515	31,392	32,454	31,939	33,351
集団回収量	41,852	38,259	36,360	34,919	32,963	33,275	33,244	32,395	31,174	31,157
小計	431,262	415,269	397,181	392,198	378,210	377,425	386,775	387,237	384,879	382,912
(内訳)										
生活系(集団回収含)	314,451	303,638	288,443	285,658	274,392	274,864	278,991	276,574	274,056	270,645
うち家庭排出ごみ		238,102	226,474	226,263	216,954	216,409	220,894	219,853	219,023	216,027
事業系	116,811	111,631	108,738	106,540	103,818	102,561	107,784	110,663	110,823	112,267
自家処理量	648	1,476	2,806	2,798	1,112	1,029	1,290	1,198	1,125	1,013
廃家電量・業者処理量	17,588	16,883	16,478	19,968	22,542	21,541	19,704	18,921	19,818	19,643
店頭回収量	836	539	821	888	1,054	1,072	1,147	1,432	1,755	1,726
総計(ごみ排出量)	450,334	434,167	417,286	415,852	402,918	401,067	408,916	408,788	407,577	405,294

※ 「家庭排出ごみ」＝「生活系ごみ」－「集団回収量」－「資源ごみ」－「直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの」

資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

(3) 1人1日当たりのごみの排出量

本県の1人1日当たりのごみの排出量(生活系+事業系)は、平成18年度に一時増加したものの、その後は減少傾向で推移していましたが、平成24年度から増加に転じ、平成27年度は927gと平成26年度より2g増加しています(図3-2)。



「家庭系ごみ」＝「生活系ごみ」－「集団回収量」－「資源ごみ」－「直接搬入ごみのうち資源として利用されたもの」

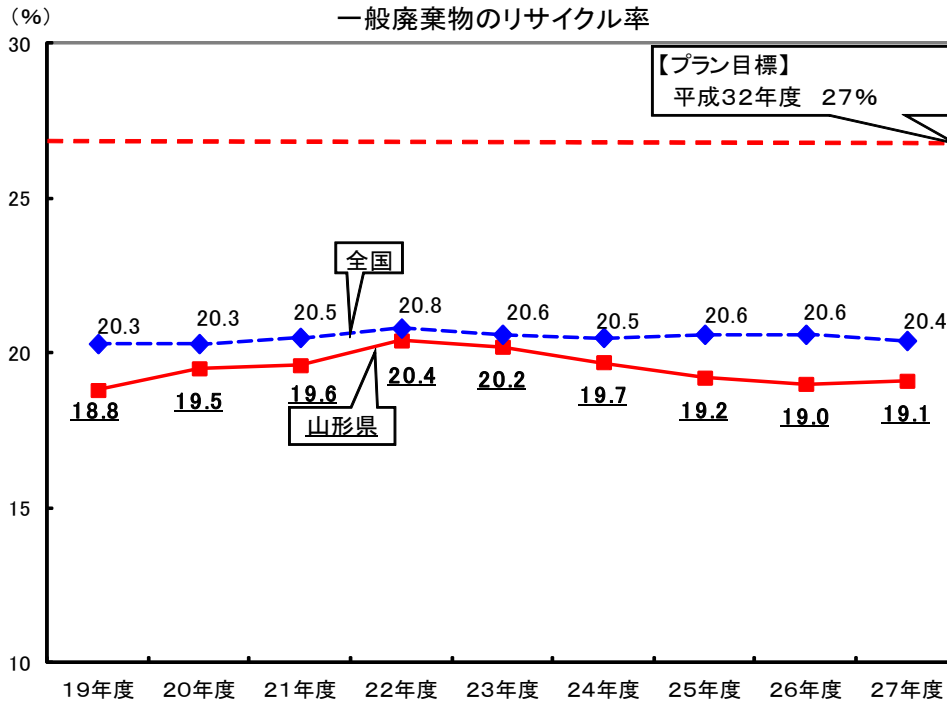
※ 1人1日当たりのごみの排出量＝(市町村の処理量+集団回収量)÷人口÷年間日数(365日又は366日)

資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

(4) ごみ(一般廃棄物)のリサイクル率

ごみ(一般廃棄物)のリサイクル率は、集団回収の取組みや資源ごみの分別の進展により、平成19年度以降上昇してきました。しかし、平成22年度をピークに低下傾向にあり、平成27年度のリサイクル率は19.1%と、平成26年度より0.1%の上昇にとどまっています(図3-3)。

図3-3 リサイクル率の推移 (単位：%)

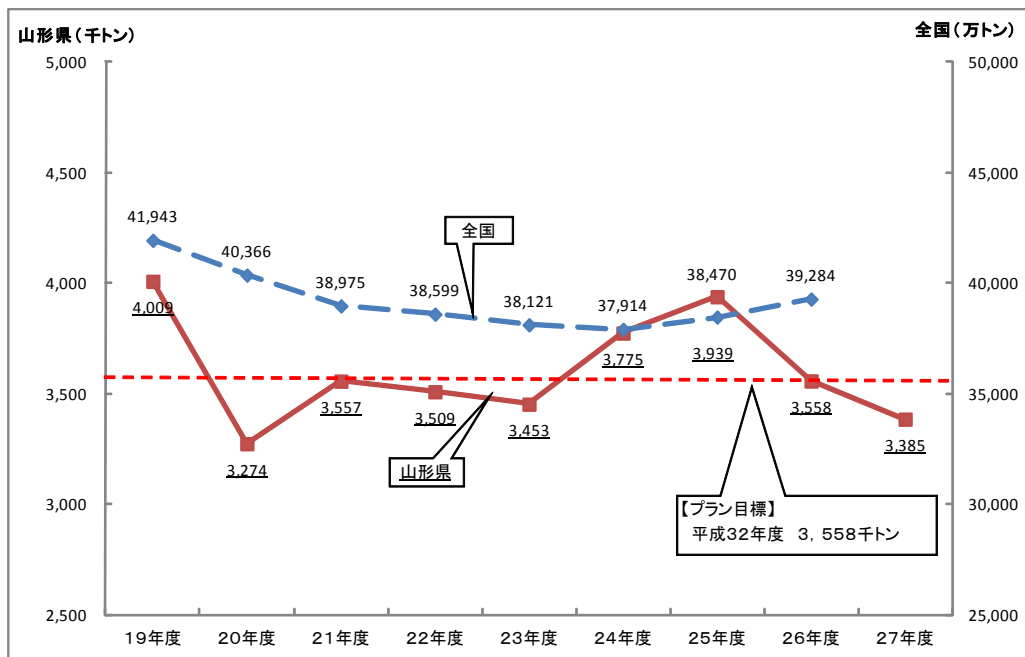


資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

(5) 産業廃棄物の処理状況

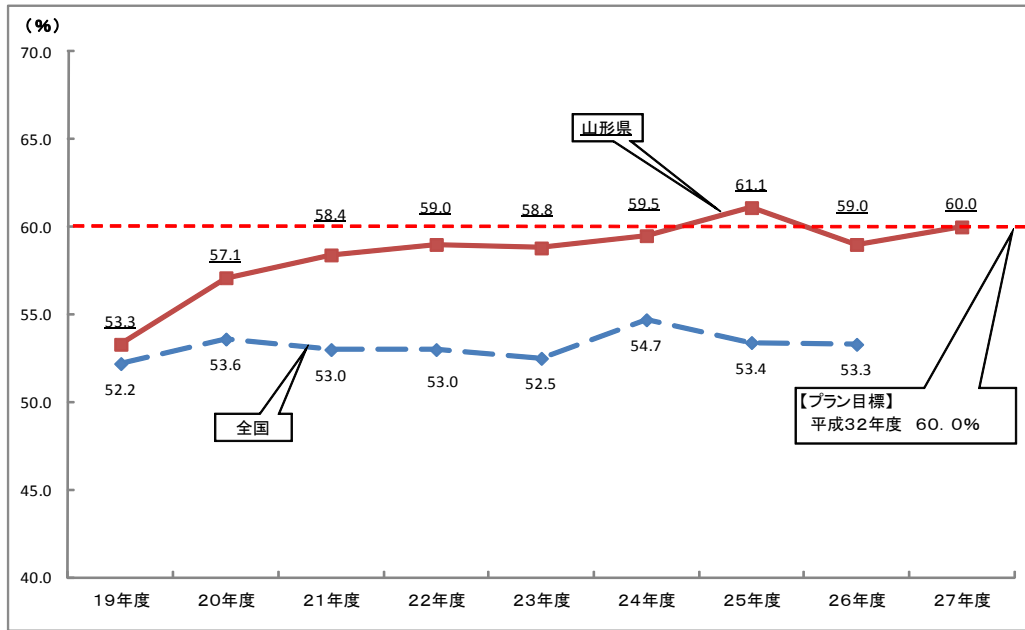
平成27年度における、県内の事業者等から排出された産業廃棄物の排出量は、前年度と比較すると338万5千tと17万3千t減少し、リサイクル率は、60.0%と1.0%上昇しています(図3-4、図3-5)。また、最終処分量は9万tと6千t減少しています(図3-6)。

図3-4 産業廃棄物の排出量の推移



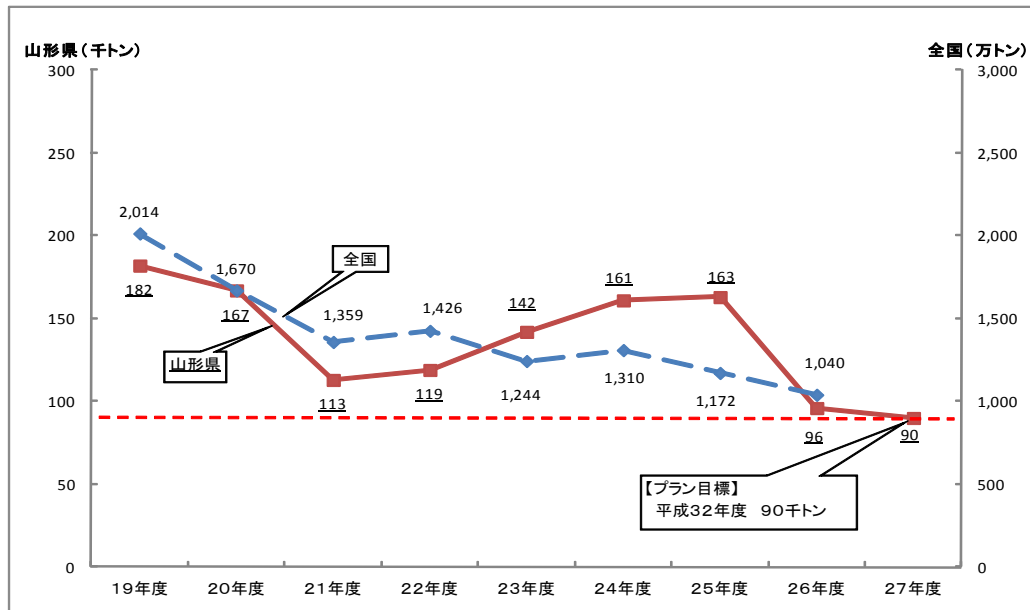
資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

図3-5 産業廃棄物のリサイクル率の推移



資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

図3-6 産業廃棄物の最終処分量の推移



資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

2 県民との協働による3Rの推進

(1) 集団資源回収

集団資源回収は、家庭から排出される古紙やガラス・びん類、金属などを有価物として、まとめてリサイクルに回すものであり、ごみの減量やリサイクル推進の観点から、大半の市町村が補助金を交付して取組みを奨励しています。平成27年度は30市町村で集団資源回収を行いました。

(2) 容器包装リサイクル法

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）は平成7年に公布され、平成12年から完全施行され、県内では着実に取組みが進んでいます。

無色ガラス・茶色ガラス・その他ガラスやスチール缶（鋼製容器包装）・アルミ缶（アルミ製容器包装）はもとより、平成14年度からはペットボトルも全市町村で分別収集されていますが、その反面、紙製容器包装は平成12年度から対象となったものの、市町村による実施が進んでいない状況です（表3-2）。

表3-2 容器包装リサイクル法に基づく分別収集状況

収集量単位：トン

年度		ガラス			ペット ボトル	鋼製 容器包装	アルミ製 容器包装	飲料用 紙製容器	紙製 容器包装	プラスチック製 容器包装	段ボール
		無色	茶色	その他							
19	累積収集量	2,320	3,443	2,103	2,667	2,653	1,402	44	42	2,110	869
	実施市町村数	35	35	35	35	35	35	15	8	11	15
	達成率	83.1%	80.0%	120.7%	95.6%	51.0%	69.4%	64.7%	24.7%	46.7%	33.4%
20	累積収集量	2,217	3,320	1,913	2,553	2,378	1,238	36	31	1,894	786
	実施市町村数	35	35	35	35	35	35	19	10	14	25
	達成率	91.6%	86.1%	113.4%	92.6%	75.4%	77.2%	4.3%	0.5%	14.9%	11.5%
21	累積収集量	2,194	3,258	2,056	2,483	2,297	1,251	34	27	1,681	770
	実施市町村数	35	35	35	35	35	35	19	10	14	25
	達成率	91.4%	85.3%	123.0%	89.4%	73.9%	78.6%	4.1%	0.6%	12.0%	14.0%
22	累積収集量	2,024	2,994	1,959	2,438	1,990	1,155	28	22	2,121	756
	実施市町村数	35	35	35	35	35	35	11	3	16	11
	達成率	91.3%	89.3%	98.3%	95.9%	87.5%	93.4%	3.4%	0.5%	19.5%	13.7%
23	累積収集量	2,091	3,177	2,155	2,375	2,122	1,232	33	27	2,073	830
	実施市町村数	35	35	35	35	35	35	11	4	16	11
	達成率	94.3%	94.8%	108.1%	93.4%	93.4%	99.7%	4.0%	0.6%	19.1%	15.0%
24	累積収集量	1,690	2,576	3,072	2,485	2,069	1,253	33	26	2,293	1,103
	実施市町村数	31	31	35	35	35	35	11	3	16	16
	達成率	76.2%	76.8%	154.1%	97.8%	91.0%	101.4%	4.0%	0.5%	21.1%	19.9%
25	累積収集量	1,703	2,655	2,631	2,428	1,838	1,101	33	26	2,274	1,123
	実施市町村数	33	33	35	35	35	35	13	3	16	16
	達成率	78.0%	80.3%	133.5%	96.4%	82.4%	90.4%	4.0%	0.5%	21.0%	20.5%
26	累積収集量	1,805	2,724	2,768	2,413	1,703	1,248	29	26	2,238	1,148
	実施市町村数	33	33	35	35	35	35	12	3	17	16
	達成率	84.9%	83.0%	130.0%	97.9%	82.0%	99.0%	3.0%	0.7%	24.2%	21.1%
27	累積収集量	1,808	2,590	2,834	2,435	1,622	1,276	38	25	2,189	1,163
	実施市町村数	33	33	35	35	35	35	12	2	17	18
	達成率	85.6%	79.5%	134.2%	99.6%	78.8%	102.0%	4.0%	0.7%	23.8%	21.5%

資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

(3) 小型家電リサイクル法

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）は、平成24年に公布、平成25年に施行され、平成29年3月現在34の市町村が小型家電の回収を実施しています。回収量は国の目標（1人1kg/年）には届いていませんが、年々回収量は増加しています（表3-3）。

表3-3 小型家電の回収量

	H26年度		H27年度		H28年度	
	回収量	1人あたり	回収量	1人あたり	回収量	1人あたり
市町村	30.28 t	0.027 kg	57.60 t	0.051 kg	65.29 t	0.059 kg
一部事務組合	-	-	21.37 t	0.019 kg	35.82 t	0.032 kg
合計	30.28 t	0.027 kg	78.97 t	0.070 kg	101.11 t	0.091 kg

※各年度の1人あたり回収量は各年度の10月1日時点の山形県人口総数により算出

資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

(4) スーパー等による店頭回収

現在、スーパー等の量販店で行われている紙パック・食品トレイなどの店頭回収は、消費者の理解と協力が次第に得られるようになり、回収量も増加傾向にあります（表3-1）。

(5) ごみの分別

平成12年度から「容器包装リサイクル法」が完全施行されたこともあり、それに伴い、県内市町村における資源ごみ分別収集の細分化が進み、平均分別数は増加傾向にあります(表3-4)。平成28年4月現在、最も多く分別している市町村は高島町の20分別で、次いで上山市の19分別となっています。

表3-4 ごみの分別状況(単位:市町村)

年度	ごみの分別数毎の市町村数											平均分別数
	5分別以下	6分別	7分別	8分別	9分別	10分別	11分別	12分別	13分別	14分別	15分別以上	
19		3	4	1	8		9	2	4	1	3	10.7
20		2	4	1	8		9	2	2	4	3	11.0
21		1	2		10	3	7	1	3	3	5	11.3
22					5	7	7	5	3	3	5	11.5
23					5	4	10	5	3	2	6	12.1
24					5	4	10	5	2	3	6	12.3
25					5	4	8	7	2	3	6	12.3
26					5	4	8	7	2	3	6	12.3
27					7	4	9	1	1	4	9	12.5

資料: 県環境エネルギー部循環型社会推進課

(6) インクカートリッジ・廃ペットボトルキャップのリサイクル

県では、プリンタメーカー5社が共同実施している「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」と協定を締結し、平成23年9月から県庁舎や各総合支庁舎等に回収箱を設置し、使用済みインクカートリッジの回収を行っています。平成29年3月現在、累計で約559kgのインクカートリッジを回収しました。

また、廃ペットボトルキャップについても、平成21年11月から県庁舎に回収箱を設置し回収を行っており、平成29年3月現在、累計で約120万個の廃ペットボトルキャップを回収しました。

3 廃棄物の資源としての循環利用の促進

(1) 事業者の取組みの促進及び活用の促進

3R推進をはじめ環境に関する必要な情報の提供や助言、ニーズの把握、企業間連携のマッチングなどを行う「3R推進環境コーディネーター」を配置し、県内企業の環境に関わる事業活動を積極的に支援しています(詳細は第2節参照)。

(2) 様々な分野における廃棄物の利活用

ア 河川支障木

県が伐採した支障木は、これまで大部分を廃棄物処理としてきましたが、平成21年度から、ほだ木や薪等への利用として県民へ無償提供を行っています。公募型支障木伐採の実施状況について、平成28年度は12件、6万5,436㎡の実施となりました。平成23年度は東日本大震災に伴う東京電力株式会社の原子力発電所の事故による放射性物質の影響により中止となりましたが、支障木の無償提供は、処理費用のコスト縮減、資源の有効活用につながるため、放射性物質の検査結果等に十分留意しつつ、継続実施しています。

イ 下水汚泥

下水汚泥は発生量が多く、多大な処理費用を必要とすることから、効率的かつ安定的な処理が求められています。本県では、下水汚泥の処理として、これまで、汚泥の消化による減量化のほか、民間業者による有効利用を積極的に進めてきたところです。その結果、平成28年度の県内の有効利用率は85.1%となっており、有効利用の形態も、堆肥化のほか、セメント原料、燃料化など多岐に及んでいます。

また、最近では地球温暖化対策としてのCO₂削減や震災による再生可能エネルギーの活用が叫ばれるなか、有機物の集合体である下水汚泥は、単なる廃棄物から有用なバイオマスエネルギー

一として認識が大きく見直されつつあります。消化工程で発生する消化ガスを発電に用いる「消化ガス発電」もそのひとつであり、県流域下水道山形浄化センターでは、平成25年3月より200kW、平成26年3月より300kWの消化ガス発電設備を設置し、発電を行っています。

今後も民間業者を活用しながら、有効利用を進めていくとともに、環境行政やエネルギー行政の動向を見据えながら、時代の要求に即した汚泥処理のあり方を検討していきます。

ウ 食品の3R（リデュースー発生抑制、リユースー再利用、リサイクルー再生利用）

本県では、「ごみゼロやまがた県民運動」として家庭における食品ロス削減や宴会などでの食べ切り運動の取組みの普及・啓発を推進しています。

さらに、家庭におけるごみ減量に結びつく料理のアイデアを募集して「環境にやさしい料理レシピコンテスト」を開催し、人気レシピについては、例年開催している「やまがた環境展」でレシピ集や試食を提供しながら、その普及を図っているところです。

また、食品の製造・加工の過程において生じる残さ、例えば、酒粕の飼料としての活用等について酒造業者と畜産農家等とのマッチングを行い、残さのリサイクルを推進しています

エ 建設リサイクル（建設副産物対策）

我が国の全産業廃棄物に占める建設廃棄物の割合は、排出量、最終処分量ともに約2割、不法投棄量で約8割を占めており、不法投棄の根絶や3Rの推進により循環型社会を構築していく上で、建設産業は主導的な役割が求められています。

県では、平成4年に「山形県建設副産物対策会議」（国の機関及び県土整備部、農林水産部、企業局、関係公団、関係業団体等）を設置し、関係機関の連携により建設副産物の利用推進を図っており、平成14年5月に施行された「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）に基づき、関係者の役割、目標値を定めた「山形県建設リサイクル指針」を策定したほか、具体的計画として「リサイクルプランYAMAGATA（平成6年）」、「山形県建設リサイクル推進計画（平成12年）」、「山形県建設リサイクル推進計画’06（平成18年）」、「山形県建設リサイクル推進計画’11（平成24年）」、「山形県建設リサイクル推進計画’16（平成29年）」を策定するなど、積極的に各種施策に取り組んでいるところです。

リサイクル率の推移をみると、アスファルト塊、コンクリート塊、建設混合廃棄物、建設発生木材、建設発生土については、平成28年度の目標値を達成しましたが、建設廃棄物全体と建設汚泥については、目標値の達成には至りませんでした。このため、特に建設汚泥については、「山形県公共工事リサイクル原則化ルール」のさらなる徹底等により、リサイクル率の向上に努めていくこととしています。

第2節 資源の循環を担う産業の振興

1 循環型産業の創出・育成

（1）3R推進環境コーディネーターの配置

県では、3Rをはじめ環境に関する施策の情報提供や助言、企業間連携などを行うため「3R推進環境コーディネーター」を2名配置し、企業等訪問等により、県内企業の3R推進の取組みを支援しており、平成28年度の企業等訪問件数は延べ352件となっています。

（2）循環型産業を担う人材の育成

資源の循環を担う産業の創出育成に向け、産業廃棄物処理業の経営者を対象としたトップセミナーや、企業と研究者の交流・マッチングの場として「環境・循環型産業交流プラザ」を開催し、循環型産業への業種拡大といった意識醸成やビジネス機会の拡大を図っています。

（3）3R研究開発事業費補助金

廃棄物分野における3R技術の研究・技術開発に対して支援を行っており、平成28年度は2件の採択を行いました。補助事業については、学識経験者等で構成する「山形県循環型産業事業評

価委員会」を設置し、企業等から申請のあった研究開発等案件に対する評価や助言等を行っています（表3-4）。

表3-4 3R研究開発事業費補助金(先導的研究開発事業)採択一覧（平成28年度）

提案者	事業名	事業内容	廃棄物等
株式会社でん六 (山形市)	落花生渋皮廃棄物に含まれる抗糖化物質の有効利用に関する研究	落花生渋皮に含まれる抗糖化物質の効率的な抽出方法の確立と成分の分析、食品への利用に関する研究	落花生渋皮
日本フィルター株式会社 (米沢市)	汚泥(スラッジ)抑制のためのカーボンナノチューブを用いた金属回収装置の研究開発	めっき工程から排出される炭素材料を用いた金属回収装置の研究開発	めっき工程から排出される炭素材料

資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

(4) 循環型産業施設整備事業費補助金

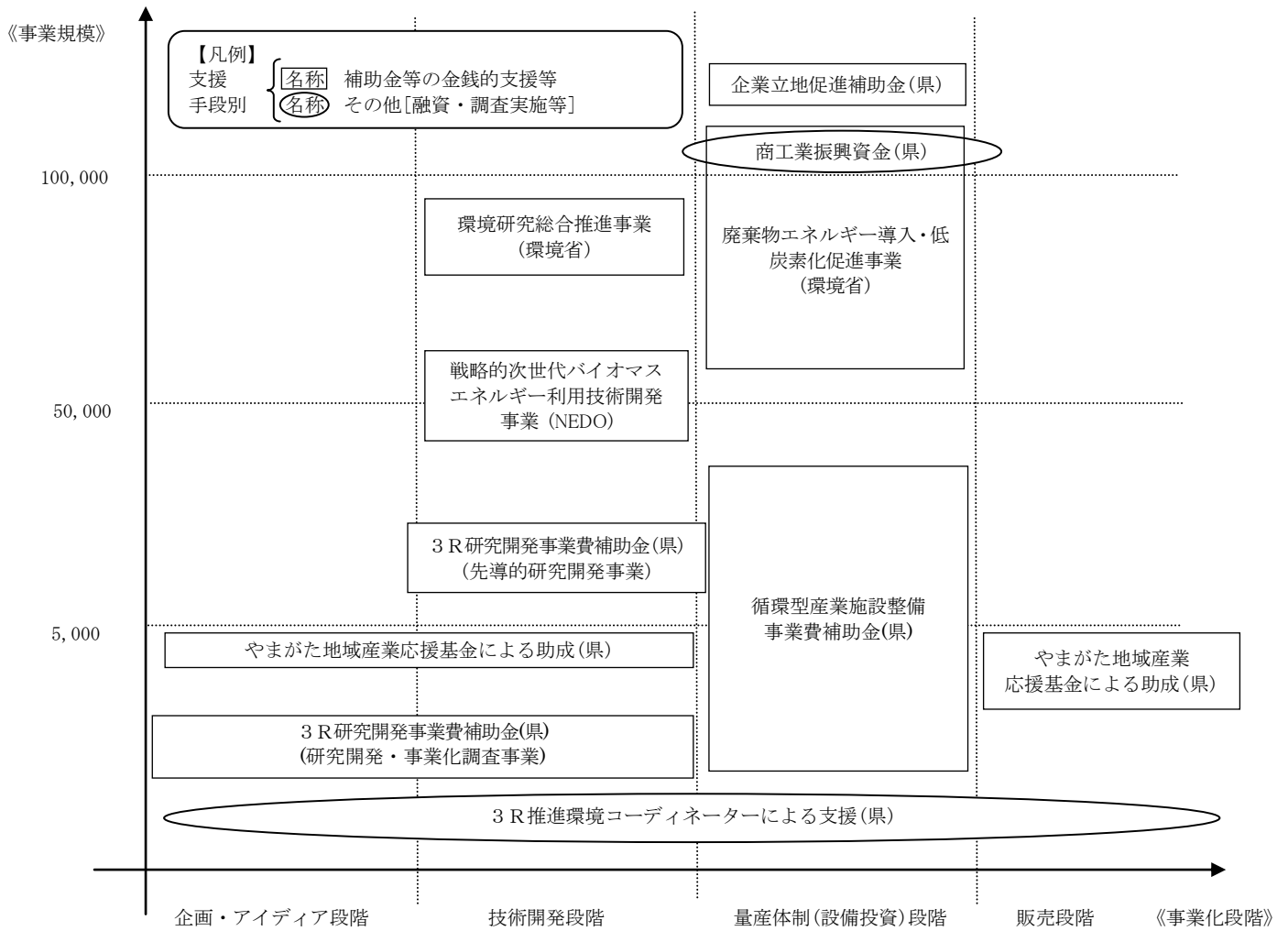
リサイクル施設・設備の整備に対して助成を行う「循環型産業施設整備事業費補助金」について1件の採択を行いました（表3-5）。

表3-5 循環型産業施設整備事業費補助金採択一覧（平成28年度）

事業主体	施設等の種類	事業内容
株式会社山形県自動車販売店リサイクルセンター (山形市)	破砕及び粉碎機	解体された使用済み自動車の廃プラスチック類（バンパーや内装）を破砕・粉碎し、プラスチック製品の原料となるチップを製造する。

資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

図3-8 環境産業に対する主な支援策（平成28年度）



※ 循環型産業において比較的活用しやすい支援策を例示的に記載（平成28年度予算ベース）

資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

2 循環型産業の市場形成の促進

(1) 山形県リサイクル製品認定制度

リサイクル製品等の普及拡大を図るため、県内の廃棄物等を利用し、県内の事業所で製造されたリサイクル製品を県が認定する「山形県リサイクル製品認定制度」を平成14年度から実施しており、平成29年3月末現在、62製品を認定しています。

(2) 山形県リサイクルシステム認証制度

県内で展開される優れたリサイクルシステムを認証する「山形県リサイクルシステム認証制度」を平成18年度に創設しました。平成29年3月末現在、6件のシステムを認証しています。

(3) グリーン購入の推進

グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に選び購入することです。

県では、平成13年4月に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づき、平成14年3月に「山形県環境物品等調達基本方針」を策定しました。また、毎年度、具体的な調達品目等を定める調達方針を策定し、基本方針及び調達方針に基づき、県のすべての部署において環境物品等の調達を進めています。

第3節 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

1 廃棄物の適正処理の推進

(1) 産業廃棄物の処理状況

事業活動に伴って排出される産業廃棄物は、事業者自らが処理を行うことが原則ですが、ほとんどの事業者は、自ら処理ができないため、産業廃棄物処理業者に委託し、処理をしています。

産業廃棄物処理業者による処理量は、平成18年10月から埋立処分される産業廃棄物に山形県産業廃棄物税が導入されたことやリサイクルが推進されたことなどにより減少傾向にありました。東日本大震災の影響により平成23年度から一時増加傾向となったものの、平成27年度の最終処分量は平成26年度から1.4万t減少し、15.8万tとなっております（表3-7）。

表3-7 産業廃棄物処理業者の処理量（産業廃棄物＋特別管理産業廃棄物）の推移
(単位：千t)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
中間処理量	1,324	1,615	1,850	1,564	1,461
最終処分量	203	189	201	172	158

資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

(2) 電子マニフェスト制度の普及

産業廃棄物の排出事業者は、産業廃棄物を処理業者に委託する場合は、産業廃棄物の収集運搬や処分が終了したことをマニフェストにより確認しなければなりません。紙のマニフェストの場合は、紛失・偽造等の問題が指摘されてきました。このため、平成9年の「廃棄物処理法」改正により、電子マニフェスト制度が導入され、マニフェスト情報の管理合理化や不正使用の防止を図ることとされております。

電子マニフェストの普及を促進するため、県では、これまで電子マニフェスト導入モデル事業や事業者研修会等を行い、平成28年度末の加入者は、排出事業者が911社、処理業者は272社となっておりますが、加入者が少ないため、今後も一層加入促進を図っていくこととしています。

(3) 優良産業廃棄物処理業者認定制度

優良産業廃棄物処理業者認定制度は、通常の許可基準よりも厳しい基準（優良基準）をクリアした産業廃棄物処理業者を県が審査し認定する制度であり、優良な産業廃棄物処理業者を育成するとともに、産業廃棄物の排出事業者が優良な処理業者を選択しやすい環境を整えることを目的としています。

優良基準には「遵法性」、「事業の透明性」、「環境配慮の取組」、「電子マニフェストの利用」、「財務体質の健全性」の5つの基準があり、認定を受けた産業廃棄物処理業者には、その旨を記載した許可証が交付され、通常5年の許可の有効期間が7年に延長される等のメリットがあります。

平成23年4月の運用開始以降、平成28年度末現在の認定事業者数は、57事業者（94件）となり、今後も優良産業廃棄物処理業者の認定数を増加させていくため、引き続き制度の周知に努めていきます。なお、認定事業者は県ホームページにより公開しております。

(4) 産業廃棄物処理業者等の監視と行政処分

「廃棄物処理法」に基づく監視及び立入検査は、各総合支庁で実施しており、一部の排出事業者及び処理業者で、廃棄物の不適正保管やマニフェスト不交付等の不適正な事項が見られたため、改善指導を行いました。

また、最終処分場や焼却施設については、各総合支庁が環境科学研究センターと連携し、行政検査を行い、排出基準等の遵守状況について確認を行っています。平成28年度の検査の結果、基準に適合しない施設については、施設の稼働を停止した上で改善を求め、すべての施設で改善措置が完了しました。

なお、悪質な法令違反者等に対しては、許可の取消しや事業停止などの行政処分を行っており、平成28年度は、事業及び施設の許可の取り消しなど3件の処分を行いました（表3-8）。

表3-8 行政処分の状況

	処分の内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
産廃 処理業	許可取消し	0	4	5	3	2
	停止命令	1	0	1	0	0
特管 処理業	許可取消し	0	0	0	0	0
	停止命令	0	0	0	0	0
産廃処理 施設	許可取消し	0	1	0	0	1
	改善命令	0	0	0	1	0
	停止命令	0	0	1	1	0
その他	改善命令 (法第19条の3)	2	0	0	0	0
	措置命令 (法第19条の5)	0	0	0	0	0
	措置命令 (法第19条の6)	0	0	0	0	0
	告発	0	0	0	0	0
	不許可	1	3	2	1	0
	計	4	8	9	6	3

資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

(5) 産業廃棄物最終処分場の設置抑制と県外産業廃棄物の搬入規制

産業廃棄物の排出量や最終処分量は、3Rの推進や産業廃棄物税の導入などにより、今後減少していくことが見込まれています。

このため、県では「第2次県循環型社会形成推進計画」において、産業廃棄物最終処分場の設置方針を「村山・置賜地域における新たな最終処分場の設置を抑制していく。」としております。

また、県外産業廃棄物の県内への搬入についても、「県外産業廃棄物の埋立は、当該最終処分場における埋立量（前年度埋立実績）の2割までとする。」としており、搬入に当たっては、「山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱」に基づき、産業廃棄物の排出事業者に事前の協議を求め、県が支障ないことを確認したもののみを搬入するよう指導しているところです。

県外産業廃棄物の搬入量の状況をみると、平成23年度は東日本大震災の影響で増加しました。平成24年度以降、中間処理のための搬入量が増加する傾向にあります（表3-9）。

表3-9 県外産業廃棄物の搬入

単位：千t

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
県外からの搬入量	118	70	91	89	106
（内訳）最終処分量(A)	57	29	38	32	23
（内訳）中間処理量	61	41	53	57	83
最終処分量(B)	203	189	201	172	158
県外産廃率(A/B)	28%	15%	19%	19%	15%
県外への搬出量	334	346	369	241	288

資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

2 廃棄物の不法投棄の防止

平成28年度末の県内の不法投棄箇所数（1箇所30m²以上又は10t以上）は、15箇所となっています。

近年の不法投棄箇所数の推移を見ると、減少傾向となっていますが、毎年新たに不法投棄が発見されるなど、依然として後を絶たない状況にあります。また、不法投棄された廃棄物を見ると、廃家電、空き缶、空き瓶、粗大ごみ等家庭系の廃棄物が大半を占め、次いで、廃タイヤや農機具、がれき類等の事業系廃棄物となっています。

県では、不法投棄の未然防止や早期発見を図るため、廃棄物適正処理監視員による常時監視や不法投棄及び漂着ごみ削減強化月間（5月、10月）の設定、ヘリコプターによるスカイパトロールの実施、監視カメラの設置、民間団体との監視協定の締結等の防止対策を行っています。

不法投棄が発見された場合は、投棄者による原状回復を指導するとともに、投棄者が判明しない場合は、総合支庁ごとに設置した不法投棄防止対策協議会（県、市町村、衛生組合連合会、関係団体等で構成）が中心となり、地域住民の協力を得ながら、原状回復作業に取り組んでいるところです（表3-10）。

不法投棄が発生した場合は、関係機関と連携を密にして速やかに地域の環境の保全・回復を図っていくとともに、「不法投棄は犯罪である」ことの認識を浸透させるために、悪質な事案については告発や行政処分を行う等厳正に対処していきます。

表3-10 不法投棄廃棄物の原状回復箇所数等（平成28年度）※30m²未満を含む

	不法投棄防止対策協議会（参加者数：人）	投棄者	市町村等	原状回復措置推進事業（県）	計
村山総合支庁	3 (40)	1	1	1	6
最上総合支庁	2 (50)	0	0	0	2
置賜総合支庁	1 (23)	0	1	0	2
庄内総合支庁	2 (27)	1	1	1	5
計	8 (140)	2	3	2	15

資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課